

## 大阪エコ農産物認証事業実施要綱の運用細則 新旧対照表

新	旧
<p>第1～第12 [略]</p> <p>附 則</p> <p>この細則は平成13年12月10日から施行する。                      この細則は平成14年12月9日から施行する。                      この細則は平成15年11月19日から施行する。                      この細則は平成16年6月14日から施行する。                      この細則は平成16年10月15日から施行する。                      この細則は平成17年5月18日から施行する。                      この細則は平成18年10月27日から施行する。                      この細則は平成19年6月11日から施行する。                      この細則は平成21年4月16日から施行する。                      この細則は平成24年2月1日から施行する。                      この細則は平成25年2月28日から施行する。                      この細則は平成25年5月29日から施行する。                      この細則は平成25年9月24日から施行する。                      この細則は平成26年6月3日から施行する。                      この細則は平成26年9月18日から施行する。                      この細則は平成28年11月17日から施行する。                      この細則は平成29年7月31日から施行する。                      この細則は平成29年12月19日から施行する。  <u>この細則は平成30年6月4日から施行する。</u></p>	<p>第1～第12 [略]</p> <p>附 則</p> <p>この細則は平成13年12月10日から施行する。                      この細則は平成14年12月9日から施行する。                      この細則は平成15年11月19日から施行する。                      この細則は平成16年6月14日から施行する。                      この細則は平成16年10月15日から施行する。                      この細則は平成17年5月18日から施行する。                      この細則は平成18年10月27日から施行する。                      この細則は平成19年6月11日から施行する。                      この細則は平成21年4月16日から施行する。                      この細則は平成24年2月1日から施行する。                      この細則は平成25年2月28日から施行する。                      この細則は平成25年5月29日から施行する。                      この細則は平成25年9月24日から施行する。                      この細則は平成26年6月3日から施行する。                      この細則は平成26年9月18日から施行する。                      この細則は平成28年11月17日から施行する。                      この細則は平成29年7月31日から施行する。                      この細則は平成29年12月19日から施行する。</p>

# 大阪エコ農産物認証事業実施要綱の運用細則 新旧対照表

様式7号

<様式7号>

## 大阪府認証エコ農産物 自己点検シート（大阪版簡易GAP）

申請者名:		チェック印 申請時/検査時
項 目		
<b>1 効果的・効果的で適正な防除【必須】</b>		
①	効果的かつ効果的な防除のため、生物農薬の利用やバグトラップ等、環境にやさしい防除技術の積極的な利用や、病害虫の発生予測調査を活用する。	
②	農薬を使用する際には、ラベルの使用方法を確認し、記載された内容に従って使用する。 （農薬取扱いの遵守）	
③	農薬の目的には農薬取扱いを念え、近所や農薬の飛散を抑制するノズル等を使用するなど、周囲の作物や作物への農薬の飛散を抑制する。 また、必要に応じて、散布前夜、はねの周囲の農薬を洗い、農薬取扱いを知らせる。	
④	農薬は必ずカネがかる箱で行き、農薬以外のものと混雑しないよう保管しておく。 また、別の容器に移し替えない。	
⑤	農薬の使用前には防除器具の洗浄等がないか点検を行う。25℃、20℃以上の農薬使用外作物への農薬使用とならぬよう、散布後は散布機や薬液タンクの防除器具をしっかりと洗浄する。	
<b>2 適切に効果的・効果的な施肥【必須】</b>		
①	世界的にも農産物の生産が盛況となり、アジア圏においても、従来のエコ農産物の範囲内で使用する場合もある。	
<b>3 生産情報の記録【必須】</b>		
①	エコ農産物出荷する前に必ず、栽培記録により栽培地が基準内であることを確認を受ける。	
②	農薬及び肥料の購入時には伝票等の記録を渡し、購入や在庫、保管状況を把握しておく。	
③	消費者等からの情報開示に対応できるよう、農薬及び肥料の使用状況などの生産履歴や出荷状況の記録は3年間保存するとともに、栽培計画の作成と検定を受ける。	
<b>4 安全・安心な食品（エコ農産物）生産【必須】</b>		
①	作物や作業機、水源等の生産施設において、汚染源の可能性のあるペットを含む小動物、ネズミ、カラス、イナシや虫等が入らないよう網を設置する等の対策をとる。 併せて、大腸菌などの病原性物質をはじめとした有害物質等の汚染がないことを確認する。 作業後は、作業場の清掃を行い清潔に保つ。	
②	ハサミやナイフ、コンテナ等の収穫器具や、出荷箱、出荷袋について、常に清潔なものを使用するとともに、作業前後のケットや作業台には作業に關係のないものは置かない。また、作業後に汚物の数値を確認する。	
③	作業後は作業機や収穫器具の洗浄等を行い、消毒剤が残っていないことを確認する。 さらに、清潔な手袋の使用や手洗いや、作業着の衛生管理を行う。	
<b>5 認証マークの適切な表示【必須】</b>		
①	認証マークは適切に表示・管理する。 出荷・販売前に、生産履歴・品目・肥料・農薬等について生産履歴記録を提出し、その記録、エコ農産物として適正かつ認証された農産物であることを認証マークを使用する。認証内容についても、生産履歴記録を提出した認証マークを保存する。	
<b>6 土づくりの履行【推奨】</b>		
①	堆肥や有機質肥料等の適正な施用を行い、土づくりを履行する。	
②	作物の生育に有害物質（農薬の空容器、オイル缶等）等の汚染源がないことを確認する。	
③	家畜ふん堆肥については、完全に堆肥化されたものを使用する。	
<b>7 環境への配慮【推奨】</b>		
①	温室効果ガスである二酸化炭素の排出削減、さらに資源を有効利用するため、加温施設においては適正な温度管理を、トラクターや収穫機などの機械は適切にメンテナンスを行う。	
②	使用済みプラスチックや空容器等の廃棄物は、適正に処理する。 また、収穫機等の有機物についても、堆肥化など効果的有効活用を積極的に行う。	
③	講習会へ積極的に参加し、新たな知見や技術等の情報収集を積極的に行う。	

新

様式7号

<様式7号>

## 大阪府認証エコ農産物 自己点検シート（大阪版簡易GAP）

申請者名:		チェック印 申請時/検査時
項 目		
<b>1 効果的・効果的で適正な防除【必須】</b>		
①	効果的かつ効果的な防除のため、生物農薬の利用やバグトラップ等、環境にやさしい防除技術の積極的な利用や、病害虫の発生予測調査を活用する。	
②	農薬を使用する際には、ラベルの使用方法を確認し、記載された内容に従って使用する。 （農薬取扱いの遵守）	
③	農薬の目的には農薬取扱いを念え、近所や農薬の飛散を抑制するノズル等を使用するなど、周囲の作物や作物への農薬の飛散を抑制する。 また、必要に応じて、散布前夜、はねの周囲の農薬を洗い、農薬取扱いを知らせる。	
④	農薬は必ずカネがかる箱で行き、農薬以外のものと混雑しないよう保管しておく。 また、別の容器に移し替えない。	
⑤	農薬の使用前には防除器具の洗浄等がないか点検を行う。25℃、20℃以上の農薬使用外作物への農薬使用とならぬよう、散布後は散布機や薬液タンクの防除器具をしっかりと洗浄する。	
<b>2 適切に効果的・効果的な施肥【必須】</b>		
①	世界的にも農産物の生産が盛況となり、アジア圏においても、従来のエコ農産物の範囲内で使用する場合もある。	
<b>3 土壌情報の記録【必須】</b>		
①	エコ農産物出荷する前に必ず、栽培記録により栽培地が基準内であることを確認を受ける。	
②	農薬及び肥料の購入時には伝票等の記録を渡し、購入や在庫、保管状況を把握しておく。	
③	消費者等からの情報開示に対応できるよう、農薬及び肥料の使用状況などの生産履歴や出荷状況の記録は3年間保存するとともに、栽培計画の作成と検定を受ける。	
<b>4 安全・安心な食品（エコ農産物）生産【必須】</b>		
①	作物や作業機、水源等の生産施設において、汚染源の可能性のあるペットを含む小動物、ネズミ、カラス、イナシや虫等が入らないよう網を設置する等の対策をとる。 併せて、大腸菌などの病原性物質をはじめとした有害物質等の汚染がないことを確認する。 作業後は、作業場の清掃を行い清潔に保つ。	
②	ハサミやナイフ、コンテナ等の収穫器具や、出荷箱、出荷袋について、常に清潔なものを使用するとともに、作業前後のケットや作業台には作業に關係のないものは置かない。また、作業後に汚物の数値を確認する。	
③	作業後は作業機や収穫器具の洗浄等を行い、消毒剤が残っていないことを確認する。 さらに、清潔な手袋の使用や手洗いや、作業着の衛生管理を行う。	
<b>5 認証マークの適切な表示【必須】</b>		
①	認証マークは適切に表示・管理する。 出荷・販売前に、生産履歴・品目・肥料・農薬等について生産履歴記録を提出し、その記録、エコ農産物として適正かつ認証された農産物であることを認証マークを使用する。認証内容についても、生産履歴記録を提出した認証マークを保存する。	
<b>6 土づくりの履行【推奨】</b>		
①	堆肥や有機質肥料等の適正な施用を行い、土づくりを履行する。	
②	作物の生育に有害物質（農薬の空容器、オイル缶等）等の汚染源がないことを確認する。	
③	家畜ふん堆肥については、完全に堆肥化されたものを使用する。	
<b>7 環境への配慮【推奨】</b>		
①	温室効果ガスである二酸化炭素の排出削減、さらに資源を有効利用するため、加温施設においては適正な温度管理を、トラクターや収穫機などの機械は適切にメンテナンスを行う。	
②	使用済みプラスチックや空容器等の廃棄物は、適正に処理する。 また、収穫機等の有機物についても、堆肥化など効果的有効活用を積極的に行う。	
③	講習会へ積極的に参加し、新たな知見や技術等の情報収集を積極的に行う。	

旧

